

議 事 録

会議名	平成26年度第1回寒川町個人情報保護制度運営審議会会議 平成26年度第1回寒川町情報公開制度運営審議会会議		
開催日時	平成26年6月20日（金）13:30～15:15		
開催場所	寒川町役場3階 議会第2会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	委 員：中島、飯野、入澤、川島（欠席：三枝） 事務局：柏（総務部長）・新藤（総務課長）・三橋（総務課行政総務担当主幹） 諮問に係る担当課 藤 澤（福祉課長） 木 内（福祉課臨時福祉給付金担当副主幹） 佐々木（福祉課臨時福祉給付金担当副主幹） 亀 井（福祉課総務担当主査） 天 野（子ども青少年課長） 原 田（子ども青少年課子ども家庭担当副主幹） 長谷川（健康・スポーツ課健康づくり担当主査） 傍聴者数：なし		
議 題	第1号 議事録承認委員の指名 第2号 個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項ただし書並びに第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について（臨時福祉給付金給付事務における本人以外からの収集・目的外の利用・本人通知省略） 第3号 個人情報保護条例第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について（子育て世帯特例給付金給付事務における目的外の利用・本人通知省略） 第4号 個人情報取扱事務登録簿登録の報告 第5号 平成25年度個人情報取扱事務の登録状況 第6号 平成25年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況 第7号 災害時における独居老人等に関する個人情報の取扱いについて 第8号 その他		
決定事項	第1号 入澤委員・川島委員に決定。 第2号及び第3号 諮問のとおり承認する。ただし、付帯意見あり。 第4号から第7号までは、報告案件のため決定事項はなし。		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由 （一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配付資料	資料番号1：諮問案件の諮問書及び資料 資料番号2：個人情報取扱事務登録簿登録等の報告 資料番号3：平成25年度個人情報取扱事務の登録状況 資料番号4：平成25年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	入 澤 章 川 島 明 子（平成26年7月11日確定）		

議 事 の 経 過

1. 開会 新藤総務課長
2. あいさつ 柏総務部長・中島会長

※ 事務局より、欠席委員の報告とともに、寒川町個人情報保護制度運営審議会規則及び寒川町情報公開制度運営審議会規則第3条第2項に基づき、委員総数5名中4名の出席により会議の成立要件を満たしていること、傍聴希望者がいないことを報告

3. 議題

第1号 議事録承認委員の指名

当審議会の定めに基づき、事務局より今回の担当委員として、入澤委員と川島委員を報告し、了承された。

第2号 個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項ただし書並びに第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について(臨時福祉給付金給付事務における本人以外からの収集・目的外の利用・本人通知省略)

第3号 個人情報保護条例第9条第1項第4号及び同条第2項ただし書の規定に基づく諮問について(子育て世帯特例給付金給付事務における目的外の利用・本人通知省略)

【説明】 関連した議題のため委員の承認により一括上程され、第2号については福祉課長より、第3号については子ども青少年課長より、資料(資料番号1:諮問案件の諮問書及び資料)に基づき説明。

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局又は担当課

※ インデックス②と④の資料は既に公開されている資料か。

→ 広報6月号、町ホームページ(4月下旬)で制度の周知をしている。具体的なスケジュールは広報7月号に掲載予定。今後タウンニュース等でも周知する予定。

・臨時福祉給付金…これまでの広報は概要。②の資料は出していない。

・子育て世帯臨時特例給付金…児童手当現況届の通知に④の資料を同封した。

※ 案件番号27と47の諮問書で本人通知をしない理由として、「広報紙やホームページで周知する」とあるが、本人外収集や目的外利用について記載しているのか。

→ 広報紙には掲載していない。ホームページには記載する。

- ※ 案件番号 27 の本人外収集の収集先について、国や県などの公的機関は、寒川町からの要求に対し、どのような対応をとるのか。
 - 年金機構については、国でとりまとめの上、国民健康保険団体連合会を通じて市町村に提供される。総務省と厚生労働省で調整済みである。県からの情報も国と調整済みでありデータベースで提供される。

- ※ この審議会で審議するのは本人外収集や目的外利用をすることについて「相当の理由があるかどうか」についてである。この給付金は本人が申請するので、その時に何らかの了承を得ることはできないのか。チェック欄を設けるなどすればそれほど支障なく本人の同意を得ることができると思うし、オプトアウトが可能(いやな人はチェックしない)。是非検討してほしい。
 - 資料に添付されている申請書(インデックス③の最後)の裏面に「誓約・同意事項」がある。

- ※ 個別のチェック欄は無いので表面の署名押印で同意したことになるのか。
 - そのとおり。

- ※ 個人情報の保護に関しては、非効率を前提として条例ができていないはず。給付金を申請したければ同意することになり、本人が選ぶ余地が無い。これはもう少し慎重な扱いをした方が良く思う。申請者が同意したことを積極的に意思表示できるような工夫があっても良いのではないかと思う。

- ※ 申請書は全国共通か
 - 寒川町では国が作った雛形を参考にした。市町村によっては独自の申請書もあるようだ。

- ※ 国の施策で地方自治体に事務の執行の要請が来る場合に、個人情報の取扱いについて指導はあったのか。
 - 個人情報保護制度は各自治体の事務なので、確定的な指示は無い。しかし、今回の給付金に関しては国(厚生労働省)はQ&Aを作っていて、税情報を目的外に使うことは許されない旨の見解は示された。

- ※ 全国の自治体で同じ扱いをしようと思うが、近隣の自治体の例を参考にしているか。
 - 県全体として疑問点を集約し、国に確認している。また、近隣の自治体でも個人情報の取扱いについては審議会等に諮っているようである。

- ※ 申請書の記載により本人同意が得られたとは考えられないのか。
 - 申請書の提出を待って、同意を得た方だけの情報を収集したり、目的外利用するのであればそのとおりである。しかし、町としては、申請を待つのではなく、

支給対象者や加算対象者をできるだけ特定して、町から申請を促したい。そのため個人情報収集し、利用し、積極的に周知したい。

※ 案件番号 47 の諮問書で目的外に利用提供する理由の最後、「…目的外利用させたい。」とあるが表現がふさわしいのか。また、本人通知をしない理由の最後、「…通知されたと考える。」とあるのは「…通知されたと見なす。」のような表現の方が適当ではないか。

→ 「…させたい」については、個人情報の保有課の立場での表現したもの。

※ 非課税者の把握が必要。税務課が非課税者に通知し、これに今回の給付金についての書類を同封する方法をとるようだが、この方法については国から何か見解が示されたか。

→ 厚生労働省が作成した Q & A の中に、「税務行政の一環として、平成 26 年度分の個人住民税の当初賦課の時期に、納税通知書の送付対象者以外の者に対し、平成 26 年度分の均等割が課税されないこととなっている旨の確認的なお知らせを行い、その際、臨時福祉給付金のチラシや申請書を同封するという方法であれば、守秘義務の問題は生じない」と示されている。

※ 臨時福祉給付金では専従者を置くのか。

→ 再任用の職員 2 人を専従として、ほかに福祉課総務担当の 2 人が兼務、さらに忙しい時期には人材派遣を活用する(1~3 人)。

※ 申請者等と接する機会があるなら、個人情報の取扱いについて直接、啓蒙するチャンスであると認識してほしい。

※ 本人通知の省略について、案件番号 27 では、対象者が 12,000 人程度となっているが、通知できない数ではないと思う。今後の判断の基準にもなるだろうから、「大量」とはどのようなことなのか

→ 目安としては 1 万を超えれば大量ではないかと考えている。今回の場合は短期間のうちに申請の受付から審査、支払いまでを完了する必要がありこのことも考慮の上 12,000 人を大量とした。

答申案についての意見・採決

中島会長より、各委員の意見を聴取。各委員とも承認する旨の考えであったので、議案第 2 号及び議案第 3 号は、諮問のとおり承認することに可決した。

答申書の取扱いについて

本日の審議結果を踏まえて答申(案)を事務局に作成させ、会長監修のうえ本日の出席委員に送付。各委員は意見を事務局に伝え、意見の採否については会長に一任させてほしい旨、会長より説明したところ、各委員了承した。

答申案への付帯意見について

- ・ 個人情報の取扱いには細心の注意を払い、様々な手段によって周知に努めていただきたい。
- ・ 行政の円滑化、迅速処理が強調されていたように思うが、円滑化や迅速処理を理由に認めることには抵抗感がある。また、出来るだけ類型化していくことが望ましい。
- ・ 申請書の「誓約・同意事項」は一括同意になっていて、重要な事項については望ましくない。2の項目についてはオプトアウトできるように、チェック欄を設ける形が望ましい。個人情報保護法や個人情報保護条例は、非効率となるのを前提に出来ていて、行政はそれを認めないといけない。そう考えれば、申請書へのサインと同時に同意したことになる取扱は望ましくない。

第4号 個人情報取扱事務登録簿登録の報告

第5号 平成25年度個人情報取扱事務の登録状況

第6号 平成25年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

【説明】 一括上程され、事務局より資料に基づき説明(資料番号2、3、4)

【質疑】 (凡例) ※ : 委員、 → : 事務局又は担当課

※ 自己情報の開示請求について、印鑑登録証明書の交付請求書はどの程度保管されていて、これまでも請求があったのか。

→ 保存期間は正確には分からないが、3年程度ではないか。これまでも請求はあった。

※ 情報公開で、入札情報の部分公開があるが、非公開情報は何か。

→ 非公開情報は予定価格。

※ 入札した業者は公開されるのか。

→ そのとおり。

※ 町民が、適正な入札が行われているか確認する目的で請求した場合には価格が公開させるとか、取扱いに区別はあるのか。

→ 情報公開制度では、誰の請求であっても非公開となる情報は同じ。また、決算書により個別の業務の価格については確認できる。

※ DV被害者への対応で事件事故になるケースがあるが、寒川町ではどのような対応か。また、役席者との関係はどうか。

→ 業務端末に情報が表示され、特に注意が必要な方であることが分かる仕組みとなっている。また、担当者が対応に困ったときは上司の判断を仰ぎ、上司も直接

対応に当たるなどの対応をしている。

※ 報道された事件では、役席者への相談を怠ったことも原因のひとつのようである。ちょっとしたミスから大きな問題になることもあるので注意してほしい。

第7号 災害時における独居老人等に関する個人情報の取扱いについて

【説明】 福祉課長より説明

町では、災害時の要援護者を把握するため、自治会や民生委員と連携して調査している。地域で支援を受けたい人は、自治会、消防団、町などの関係機関に情報が提供されることに同意して申請する。自治会や民生委員には個人情報の取扱いに十分注意するよう「災害時の要援護者把握調査マニュアル」により説明、周知している。

【質疑】

※ 行政、民生委員、自治会がこの調査に携わるようだが、自治会はただの団体で、行政や民生委員のような守秘義務も無い。自治会に対する具体的な指導内容は。また、自治会はどのように情報を保管しているのか。

→ 「災害時の要援護者把握調査マニュアル」により指導しているが、申請書の受け渡しは直接手渡しするなどの指導をしている。また、各個人の情報は自治会長に集約され、各個人の該当する地域の班長に提供される。

※ 実際に、自宅にも自治会を通じて文書が届いた。残念ながら個人情報に関する記述は一切無かった。自治会と町との個人情報に関する取決め事項などを記載してほしい。

※ 独居老人のリストなどは悪徳業者により取引されているような情報も聞くので心配である。

→ 検討させていただく。

第8号 その他

特になし

4. 閉会

以 上